



RS ウイルス感染症予防接種のお知らせ

令和 8 年 4 月 1 日から、新たに RS ウイルスの定期予防接種を開始します。妊娠中に接種することで、お母さんの抗体が赤ちゃんへ移行し、乳児期(生後 6 か月程度まで)における RS ウイルス感染症の重症化を予防することができます。ワクチンの効果や副反応について、よくご理解いただいた上で接種をご検討ください。

対象者 妊娠 28 週 0 日から 36 週 6 日までの妊婦(無料)

注意事項 接種後 14 日以内に出生した乳児における有効性は確立していないことから、妊娠終了を予定している 14 日前までに接種を完了することが望ましいとされています。
過去の妊娠時に接種したことのある方も、上記の対象者であれば再接種できます。

接種方法 医療機関へ直接予約をして接種してください。*別紙参照
※別紙以外の医療機関(県内に限る)で接種を希望される方は、直接その医療機関へご相談ください。
※県外での接種を希望される方は保健センターまでご相談ください。

持ち物

- ・RS ウイルス感染症予防接種予診票(妊婦用)
- ・出生予定の児の母子健康手帳
- ・マイナ保険証または資格確認書



RS ウイルス感染症とは

RS ウイルスは特に小児や高齢者に呼吸器症状を引き起こすウイルスで、接触、飛沫感染により広がります。1 歳までに 50%以上が、2 歳までにほぼ 100%の乳幼児が、少なくとも 1 度は感染するとされています。感染すると、2~8 日の潜伏期間ののち、発熱、鼻汁、咳などの症状が数日続き、一部では気管支炎や肺炎などの下気道症状が出現します。初めて感染した乳幼児の約 7 割は軽症で数日のうちに軽快しますが、約 3 割では咳が悪化し、喘鳴(ゼーゼーと呼吸しにくくなること)や呼吸困難、さらに細気管支炎の症状が出るなど重症化することもあります。国内では 2 歳未満の感染者のうち、年間 2~5 万人が入院しています。

お問い合わせ

滑川町健康づくり課 保健予防担当(滑川町保健センター内) ☎ 0493-56-5330

裏面も必ずお読みください。

【RS ウイルス感染症予防接種説明書】

RS ウイルス感染症(母子免疫ワクチン)とは

生まれたばかりの乳児は免疫の機能が未熟であり、自力で十分な量の抗体をつくることができないとされています。母子免疫ワクチンとは、妊婦が接種することによって、母体内で作られた抗体が胎盤を通じて胎児に移行し、生まれた乳児が出生時から病原体に対する予防効果を得ることができるワクチンです。

副反応について

接種後に、注射部位の痛み、頭痛、筋肉痛等の副反応がみられることがありますが、通常2～3日で消失します。また、頻度は不明ですがショック・アナフィラキシーがみられることがあります。接種後に気になる症状を認めた場合は、接種した医療機関へご相談ください。

予防接種を受ける前の注意事項

■ 予防接種を受けることができない方

- (1) 接種当日、明らかに発熱のある方(体温37.5度以上)
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- (3) 組換えワクチン(アブリスボ)の成分でアナフィラキシーを呈したことが明らかな方
- (4) その他、医師が不適切な状態と判断された方

■ 接種に注意が必要な方(接種にあたり医師とよく相談してください)

- (1) 心臓・腎臓・肝臓・血液等の基礎疾患がある方
- (2) 予防接種後2日以内に発熱や全身性発疹などのアレルギー症状があった方
- (3) 過去にけいれんを起こしたことがある方
- (4) 免疫不全の診断を受けている方、及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- (5) 血小板減少症、凝固障害、抗凝固療法を受けている方
- (6) 過去に妊娠高血圧症候群と診断された方や発症リスクが高いと医師が判断する方
については、接種に留意する必要があります。

予防接種を受けた後項の注意事項

- (1) 予防接種を受けた後30分間程度は安静にしてください。また、体調に異変を感じた場合は、速やかに接種した医療機関へご相談ください。
- (2) 予防接種を受けた日の入浴は可能です。当日の激しい運動は避けてください。

予防接種健康被害救済制度について

予防接種により重い副反応が生じ、入院治療が必要なほどの健康被害が生じた場合は、医療費および医療手当等の給付により、健康被害を救済する制度があります。接種を受けたご本人及び出生した児が対象となります。予防接種を受けた時に住民登録をしていた市町村へご相談ください。